

制裁による混乱に備えて

-ロシアがウクライナに侵攻した場合に予想される展開

アーロン・R・ハットマン

米国、欧州連合(「EU」)、英国、およびその他の同盟諸国は、ロシアがウクライナへの武装侵略を進めた場合における前代未聞の制裁措置を準備中です。外交によって最悪のシナリオを回避する時間がまだあるにしろ、企業、投資家、金融機関は、自らにとってのリスクを評価し、コンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)を準備したり、影響を受けうる契約書の条文の見直しなどを行っています。

準備を整えるには、対象となりうる制裁、輸出管理、その他の経済的手段の理解が必要となります。すなわち、(a) 米国、英国、EU の制裁措置が、他の同盟諸国からの支援が調整されるということ、及び、(b) 二次的制裁や輸出規制を含む米国の一方的な追加政策手段があるということ、この双方を理解する必要があります。具体的な制裁措置とその対象は機密事項であるものの、これまでの政府発表や 2022 年ウクライナ主権防衛法案 (Defending Ukraine Sovereignty Act of 2022) 等から以下のような示唆を得ることができます。

1. **金融セクター** 資産凍結制裁は、複数のロシア大手金融機関を対象とすると予想されま
す。対象には、ロシア貯蓄銀行(Sberbank)、VTB、ガспロムバンク(Gazprombank)、VEB
銀行、ロシア直接投資基金(RDIF)、Promsvyazbank、クレジット・バンク・オブ・モスクワ
(Credit Bank of Moscow)、アルファ銀行(Alfa Bank)、ロシア農業銀行(Rosselkhozbank)、
オトクリティエ FC 銀行(FC Bank Otkritie)、ソブコム銀行(Sovcombank)、トランスキャピタル
バンク(Transcapitalbank)のいくつかが含まれる可能性があります(これらはすべて審議
中の米国の法案に指定されています)。制裁はさらに、ロシアのソブリン債に関連する取
引を支援する当事者も対象とすると予想されます。さらに、バイデン政権ならびに米国議
会は、SWIFT(国際銀行間通信協会)に対してロシアの大手銀行の取引との接続を断つよ
う強制する制裁案も保留しています(ただし、これは当初発表される制裁の一部ではなく、
後の段階的拡大手段となる可能性があります)。
2. **資源採掘産業** ロシアの資源採掘セクターを対象とする新規の制裁が予想されます。潜
在的な対象には石油・ガス、石炭、鉱物、貴金属のプロジェクトおよび市場参加者が含ま
れます。
3. **ノルド・ストリーム 2(Nord Stream 2)** バイデン政権は、ウクライナでの軍事行動はこのパ
イプライン・プロジェクトの中断という米国政府による強硬措置をもたらし得る、と明確に示
しました。
4. **輸出規制** 米国政府当局者は、ロシアのエレクトロニクス、半導体、その他のテクノロジー
へのアクセスを遮断する輸出規制手段を展開することを、報道メディアを通して暗示して
います。これには、ファーウェイ(Huawei)の一件で用いた拡大エンティティ・リスト(Entity
List)の制裁と同様の権限に基づく手段が含まれる可能性があります。

5. **追加制裁** ロシアの高官や特権支配階級(オリガーク)を制裁対象に指定することも予想されます。さらにサプライチェーンの規制、セクター特定の制裁、二次的制裁の可能性が
あります。

これらの制裁および輸出規制は、潜在的な意図しない波及効果を伴い、広範にわたる企業ならびに銀行業務に混乱を引き起こす公算が大きいと考えられます。とりわけ新たな制裁の発表後の数か月間は、銀行業界の警戒と「デリスキング(リスク回避)」によって、とりわけ混乱を招く可能性があります。

企業がロシアとウクライナによる最悪のシナリオに備えて準備を整えるには、前もって計画を立て、リスクを検討し、そして米国、EU、英国の制裁執行をよく理解することが必要です。

英語版をお求めの方は(satomi.tanaka@pillsburylaw.com)までご連絡ください。

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永 (日本語版監修)
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4-1
丸の内永楽ビル20階
03.6268.6767
fusae.nara@pillsburylaw.com

Aaron R. Hutman
1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.8341
aaron.hutman@pillsburylaw.com

サイモン・バレット
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4-1
丸の内永楽ビル20階
03.6268.6727
simon.barrett@pillsburylaw.com

ジェフ・シュレップファー
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4-1
丸の内永楽ビル20階
03.6268.6725
jeff.schrepfer@pillsburylaw.com

松下 オリビア
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4-1
丸の内永楽ビル20階
03.6268.6758
olivia.matsushita@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美
satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2022 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.